

航空機登録令の一部を改正する政令案参照条文

○航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「航空機」とは、人が乗つて航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機及び飛行船その他政令で定める航空の用に供することができる機器をいう。

2319 （略）

（登録）

第三条 国土交通大臣は、この章で定めるところにより、航空機登録原簿に航空機の登録を行う。

（国籍の取得）

第三条の二 航空機は、登録を受けたときは、日本の国籍を取得する。

（対抗力）

第三条の三 登録を受けた飛行機及び回転翼航空機の所有権の得喪及び変更は、登録を受けなければ、第三者に対抗することができない。

（登録の要件）

第四条 左の各号の一に該当する者が所有する航空機は、これを登録することができない。

一 日本の国籍を有しない人

二 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの

三 外国の法令に基いて設立された法人その他の団体

四 法人であつて、前三号に掲げる者がその代表者であるもの又はこれらの者がその役員の三分の一以上若しくは議決権の三分の一以上を占めるもの

2 外国の国籍を有する航空機は、これを登録することができない。

（新規登録）

第五条 登録を受けていない航空機の登録（以下「新規登録」という。）は、所有者の申請により航空機登録原簿に左に掲げる事項を記載し、且つ、登録記号を定め、これを航空機登録原簿に記載することによつて行う。

一 航空機の型式

二 航空機の製造者

三 航空機の番号

四 航空機の定置場

五 所有者の氏名又は名称及び住所

六 登録の年月日

(変更登録)

第七条 新規登録を受けた航空機（以下「登録航空機」という。）について第五条第四号又は第五号に掲げる事項に変更があつたときは、その所有者は、その事由があつた日から十五日以内に、変更登録の申請をしなければならない。但し、次条の規定による移転登録又は第八条の規定によるまつ消登録の申請をすべき場合は、この限りでない。

(移転登録)

第七条の二 登録航空機について所有者の変更があつたときは、新所有者は、その事由があつた日から十五日以内に、移転登録の申請をしなければならない。

(まつ消登録)

第八条 登録航空機の所有者は、左に掲げる場合には、その事由があつた日から十五日以内に、まつ消登録の申請をしなければならない。

一 登録航空機が滅失し、又は登録航空機の解体（整備、改造、輸送又は保管のためにする解体を除く。）をしたとき。

二 登録航空機の存否が二箇月以上不明になつたとき。

三 登録航空機が第四条の規定により登録することができないものとなつたとき。

2 前項の場合において、登録航空機の所有者がまつ消登録の申請をしないときは、国土交通大臣は、その定める七日以上の期間内において、これをなすべきことを催告しなければならない。

3 国土交通大臣は、前項の催告をした場合において、登録航空機の所有者がまつ消登録の申請をしないときは、まつ消登録をし、その旨を所有者に通知しなければならない。

(命令への委任)

第九条 航空機登録原簿の記載、登録の回復、登録の更正その他登録に関する事項は、政令で定める。

2 (略)

○航空機抵当法（昭和二十八年法律第六十六号）（抄）

(定義)

第二条 この法律で「航空機」とは、飛行機及び回転翼航空機で航空法（昭和二十七年法律第二百八十一号）第二章の規定による登録を受けたものをいう。

(対抗要件)

第五条 抵当権の得喪及び変更は、航空法に規定する航空機登録原簿に国土交通大臣が行う登録を受けなければ、第三者に対抗することができない。

(政令への委任)

第二十五条 航空機登録原簿の記載その他登録に関する事項は、政令で定める。

○航空機登録令（昭和二十八年政令第二百九十六号）（抄）

第十一条 飛行機及び回転翼航空機の所有権及び抵当権の得喪及び変更の登録の申請は、申請人又はその代理人が国土交通省航空局に出頭してしなければならない。但し、航空機のまつ消登録の申請については、この限りでない。

(受付番号)

第十六条 国土交通大臣は、申請書の提出があつたときは、申請書に、順次に受付番号を記載しなければならない。但し、同一の航空機に關して同時に二以上の申請書の提出があつたときは、同一の受付番号を記載するものとする。

(申請の却下)

第十八条 国土交通大臣は、登録の申請が左に掲げる場合に該当するときは、登録の申請を却下しなければならない。

一 登録の申請をした事項が登録をすべきものでないとき。

二 第十一条の規定により当事者が出頭しなければならない場合において、当事者が出頭しないとき。

三 申請書が方式に適合しないとき。

四 申請書に記載した第十二条第一号から第五号までに掲げる事項が航空機登録原簿の記載と符合しないとき。

五 申請書に記載した登録の目的である権利の表示が航空機登録原簿の記載と符合しないとき。

六 第十四条第二号に規定する場合を除き、申請書に記載した登録義務者又は登録名義人の表示が航空機登録原簿の記載と符合しないとき。

七 申請に必要な書面を提出しないとき。

八 登録免許税を納付しないとき。

九 航空機の新規登録又は移転登録の場合にあつては、申請人が当該航空機の所有権を有すると認められないとき、又は当該航空機が航空法第四条の規定により登録することができないものであるとき。

2 国土交通大臣は、登録の申請を却下する場合には、理由を附した書面で、これをしなければならない。

(登録のまつ消)

第二十三条 国土交通大臣は、登録を完了した後、その登録が第十八条第一号又は第九号に掲げる場合に該当することを発見したときは、登

録権利者、登録義務者、登録名義人及び登録上利害関係を有する第三者に対し、一箇月以内の期間を定め、その期間内に異議を述べないときは、その登録をまつ消すべき旨を通知しなければならない。

2 通知を受けるべき者の住所又は居所が不明のときは、前項の通知に代えて、官報で公告をしなければならない。

3 国土交通大臣は、官報のほか相当と認める新聞紙に同一の公告を掲載することができる。

4 第一項の規定により異議を述べる者があつたときは、国土交通大臣は、その異議について決定をしなければならない。

5 異議を述べる者がいないとき、又は異議を却下したときは、国土交通大臣は、第一項に規定する登録をまつ消しなければならない。

航空機登録令の一部を改正する政令案参照条文

○ 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）	．．．．．	1
○ 航空機抵当法（昭和二十八年法律第六十六号）	．．．．．	2
○ 航空機登録令（昭和二十八年政令第二百九十六号）	．．．．．	3